

# ソフトバンク BB サービス規約

ソフトバンク株式会社

## 第1章 総則

### 第1条（本規約の適用）

1. ソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます。）は、このソフトバンク BB サービス規約（以下「本規約」といいます。）に従いYahoo! BB サービスのオプションサービスとしてソフトバンク BB サービス（後記第2条第(1)項に定義し、以下「本サービス」といいます。）を提供します。
2. 当社は、本規約に関する追加、変更、特約等の条件（以下「特約条件」といいます。）を別途定めることがあります。この場合、特約条件は本規約の一部を構成するものとします。本規約と特約条件との間に齟齬が生じた場合、特約条件が本規約に優先して適用されるものとします。
3. 本規約に定めない事項についてはヤフー株式会社の定める「Yahoo! BB サービス会員規約（約款）」を準用するものとします。
4. 当社は、当社所定の方法により会員に通知することにより本規約を変更することがあります。その場合には、料金その他の本サービス提供条件は変更後の規約によります。

### 第2条（定義）

本規約において用いられる以下の用語はそれぞれ以下に記載する意味を有します。

- (1) 「ソフトバンク BB サービス」とは、非対称加入者線伝送方式(ADSL)等を用いた電気通信サービスおよびインターネット接続を行う電気通信サービスの総称を意味します。
- (2) 「利用契約」とは、本サービスを利用するための契約を意味します。
- (3) 「会員」とは、当社との利用契約が成立した本サービスの利用者をいいます。
- (4) 「電気通信設備」とは、電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備をいいます。
- (5) 「電気通信サービス」とは、電気通信設備を使用して他人の通信を媒介し、または電気通信設備を他人の通信の用に供することをいいます。
- (6) 「申込者」とは、当社に利用契約の申し込みをした者をいいます。
- (7) 「サービス会員回線」とは、利用者回線および契約者回線をいいます。
- (8) 「利用者回線」とは、当社の電話サービス契約約款、特定協定事業者の電話サービス契約約款または指定協定事業者の電話サービス等契約約款に基づいて、電話サービス取扱所と利用契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線をいい、利用契約の申込者が指定する加入電話契約に係るものをいいます。
- (9) 「契約者回線」とは、特定協定事業者の専用サービス契約約款に基づいて、電話サービス取扱所と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線をいいます。
- (10) 「相互接続点」とは、当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定に基づく接続

に係る電気通信設備の接続点をいいます。

- (11) 「協定事業者」とは、当社と協定を締結している電気通信事業者をいいます。
- (12) 「特定協定事業者」とは、東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社をいいます。
- (13) 「指定協定事業者」とは、当社が指定する電気通信事業者をいいます。
- (14) 「協定事業者等」とは、協定事業者、特定協定事業者または指定協定事業者をいいます。
- (15) 「接続機器」とは、本サービスを利用するために必要な接続機器として当社が指定するモデム等の機器をいいます。なお、会員が接続機器をレンタルして利用する場合は、当社が別途定める「接続機器レンタル規約」の条件に従うものとします。
- (16) 削除
- (17) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定に基づき課税される消費税および地方税法の規定に基づき課税される地方消費税の額に相当する額をいいます。
- (18) 「料金等」とは、本規約に基づき会員が負担すべき債務およびこれにかかる消費税等相当額をいいます。

## 第2章 本サービスの内容

### 第3条 (本サービスの区分)

本サービスには、次の二つの区分があります。

- (1) 利用者回線型 (利用者回線を使用して提供するもの)
- (2) 契約者回線型 (契約者回線を設置して提供するもの)

### 第4条 (サービス提供区域)

1. 本サービスの利用に係るサービス会員回線の終端は、当社が別に定める区域内とします。
2. 相互接続点の接続場所等の条件については、当社と協定事業者等との間の相互接続協定に基づき変更される場合があります。

## 第3章 契約

### 第5条 (契約の単位)

当社は、サービス会員回線1回線ごとに一つの利用契約を締結します。この場合、会員は一つの本サービスについて一人に限られるものとします。なお、Yahoo! BB サービスを通じた申し込みによって成立する契約は、申込者およびヤフー株式会社と当社との間で成立するものとします。

### 第6条 (契約の申込)

申込者は、Yahoo! BB サービスのオプションサービスとしてYahoo! BB サービス会員規約 (約款) および当社が定める方法により本サービスを申し込むこととします。当該申込にあたっては、申込者が予め本規約に同意の上、少なくとも以下の情報について回答するものとします。なお、申

し込みの際には、当社は申込者に対し申し込み内容を証する書類等の提出を求めることができるものとします。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) サービス会員回線に係る終端の場所
- (4) サービス会員回線と相互接続通信を行う特定協定事業者または指定協定事業者の氏名または名称
- (5) 本サービスの種類および区分
- (6) 特定協定事業者または指定協定事業者に対して当社を通じて申請する事項
- (7) その他本サービスの申し込みを行うにあたり申し込み内容を特定するために必要な情報

## 第7条（契約の申込の承諾）

1. 本サービスに係る契約は、前条に従い申込者により本サービスの申し込みがなされ、かつ協定事業者等および当社が当該申し込みを承諾することを条件として、当社、特定協定事業者または指定協定事業者が当該申込者のサービス会員回線に係る電話サービス取扱所内の工事を完了した日の翌日を1日目として7日目に成立するものとします。なお、審査等のため申込者の運転免許証、健康保険証、印鑑証明書、資格証明書、商業登記簿謄本その他の書類の提出を要する場合があります。
2. 前項の定めにかかわらず、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には本サービスの申し込みを承諾しないことがあります。
  - (1) 本サービスの入会申込の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、または記載漏れがあったとき。
  - (2) 申込者が未成年、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、申し込みの手続が成年被後見人によって行われておらず、または申し込みの際に法定代理人、保佐人もしくは補助人の同意を得ていなかったとき。
  - (3) 本サービスの申込者とサービス会員回線に係る協定事業者との契約名義人が同一の者とならないとき。
  - (4) サービス会員回線と相互接続通信を行う協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定の条件に合致しないとき。
  - (5) 本サービス提供の対象となるサービス会員回線について、既に他の電気通信事業者からISDN、DSLサービスと同様の契約を締結しているとき。
  - (6) 申込者が、指定したクレジットカードの名義人と異なるとき。
  - (7) 申込者が、指定したクレジットカードを発行したクレジットカード会社からクレジットカード利用契約の解除、その他の理由によりクレジットカードの利用を認められていないとき。
  - (8) 申込者が現に当社、または当社が別途「電気通信事業等における個人情報の取り扱いについて」において個人情報を当社と共同利用する者または第三者提供先として定めた会社の提供する他のサービスの料金等の支払いをなさずあるいは遅延しているとき。
  - (9) 申込者が過去に当社、または当社が別途「電気通信事業等における個人情報の取り扱いに

ついて」において個人情報当社と共同利用する者または第三者提供先として定めた会社が提供するサービスの利用契約を解除されていることが判明したとき。

(10) 過去に不正使用などにより本サービスもしくは当社が提供する他のサービスの利用契約を解除されていることまたは利用を停止されていることが判明したとき。

(11) 本サービスの申し込みを受諾するだけの電気通信設備の余裕がないとき。

(12) 本サービスを提供することが技術上その他の理由により困難なとき。

(13) 契約者回線型に関し、本サービスを提供するために必要な契約者回線を設置することまたは保守することができないとき、もしくは著しく困難なとき。

(14) 契約者回線型の申込者が、既に同一の住所等において契約者回線型を利用しているとき

(15) 第 22 条に定める会員の義務に違反するおそれがあると当社が判断したとき。

(16) 利用契約の申し込みを承諾することが、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断した場合。

(17) その他当社が適当でない判断するとき。

#### **第 8 条 (契約の種類・条件等の変更の申込、完了)**

1. 会員は、本サービスの種類その他の条件変更（以下、「サービス変更」といいます。）を希望する場合は、当社所定の方法をもって申し込みを行うものとします。
2. 前項に従いサービス変更の申し込みを行い、その申し込みを当社が承諾しサービス変更した日をサービス変更完了日とします。サービスの変更完了日は当社所定の方法をもって会員へ通知するものとします。
3. サービス変更を完了した場合、サービス変更完了日を含む月は従前のサービスの利用料金を適用し、サービス変更完了日を含む月の翌月より変更後の料金で請求するものとします。

#### **第 9 条 (契約事項の変更)**

1. 会員は、第 6 条に定める契約申込時に回答した事項について変更が生じた場合には、直ちにその旨を当社所定の方法に従い当社に報告するものとします。
2. 当社は、当社の裁量により必要と判断した場合には、前項に定める変更内容を証する書類の提示を求めることができるものとします。
3. 会員は、サービス会員回線に係る終端の場所に変更が生じ協定事業者等に対して変更の申し込みを行う場合には、その内容について当社に届け出ていただくものとします。

#### **第 10 条 (住所の移転)**

1. 会員が住所等を移転する場合で、その移転先が、移転の時に当社の本サービス提供地域である場合は、会員は移転先において本サービスの利用契約を継続することを当社に対して申し込むことが出来るものとします。但し、移転先によっては、技術上その他の理由により本サービスの提供ができない場合があることを、会員は予め承知するものとします。
2. 会員が前項の申し込みを行う場合は、会員が移転する事前に行うものとし、その手続きについては、第 6 条および第 7 条の規定が準用されるものとします。また、会員は当社の移転手続きに係る当社または協定事業者等に支払うべき工事費等その他の料金を支払うものとします。
3. 本条第 1 項の申し込みがなされた場合、会員の移転後、本サービス開始までの期間についても、

会員は本サービスに係る料金等を支払う義務を負うものとします。

4. 本条第1項の申し込みがなされたにもかかわらず、当社が第1項の申し込みに対する承諾をせず、または、会員が第1項の申し込みを取り消した場合、会員が移転した時に利用契約の解約の通知がなされたものとみなします。この場合は、当社は第11条の規定に従い解約の手続を行うものとします。
5. 会員が住所等を移転する場合で、第1項の申し込みをしない場合、またはその移転先が、移転の時に当社が本サービスを提供していない地域である場合、会員は第11条の規定に従い解約の通知を行うものとします。
6. 前項の解約通知がなされず、もしくは解約通知が遅れたことにより、解約手続が遅れた場合でも、会員は利用契約の終了までに発生する当社に対する料金等の債務を支払うものとします。
7. 会員が住所等を移転したにもかかわらず本条第1項の申し込みを行わないために、当社からの通知・連絡等が到達しない場合、または会員の住所等が判明しない場合、当社は、第12条の規定に従い当社の判断により利用契約を解除することができるものとします。
8. 本条に従い会員が本サービスを解約する場合、会員は、当社の指示に従い、貸与された接続機器を返還するものとします。

#### **第11条（会員が行う契約の解約）**

1. 会員が利用契約を解約しようとする場合、Yahoo! BB サービス会員規約（約款）の定めに従ってYahoo! BB サービスを通じて解約を申し入れるものとします。解約の効力発生日はYahoo! BB サービス会員規約（約款）に定めるところによるものとします。
2. 会員が解約する場合、会員は、当社の指示に従い、貸与された接続機器を返還するものとします。

#### **第12条（当社が行う契約の解除）**

会員が以下の各号の一に該当する場合、当社は、利用停止せずに、直ちに利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 本規約の一に違背する行為があり、催告を受けたにもかかわらず相当期間内に解消されなかった場合。
- (2) 当社への申告、届出内容に虚偽があった場合。
- (3) 初期費用、料金等の支払債務の履行遅延または不履行があり、催告を受けたにもかかわらず相当期間内に是正されなかった場合。
- (4) 会員によるご利用が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼす場合。
- (5) その他、合理的な理由に基づき、会員として不適切・不相当と認められる場合。

### **第4章 料金等の支払**

#### **第13条（料金等）**

1. 本サービスの利用料金、本サービス開始にあたり必要とされる設置工事その他の料金等は、別表記載のとおりとします。
2. サービス会員回線に関して会員が協定事業者等に支払うべき利用料金および工事費等について

は、当社が回収した上、当該協定事業者等に支払うことができるものとしします。

3. 当社は、料金等その他利用契約に基づき当社が会員に対して有する債権の請求および受領行為をヤフー株式会社その他第三者（以下併せて「集金代行業者」といいます。）に委託できるものとしします。

#### **第 14 条（料金等の支払）**

1. 会員は本サービスの料金等を当社が別途定める方法にて当社に支払うものとしします。なお、会員は、利用契約申込み後、速やかに当社が別途定める支払方法の中から選択した料金等の支払方法を当社または集金代行業者に通知することとしします。
2. 料金等の支払方法等については Yahoo! BB サービス会員規約（約款）第 10 条乃至第 12 条に定めるところによるものとしします。
3. 料金等の支払の履行遅延があった場合または事由の如何を問わず料金等の支払の確認ができなかった場合、当社または集金代行業者より、当社または集金代行業者の定める方法にて再請求を行います。
4. 当社は、本規約において明示的に定める場合を除き、いかなる理由があっても、当社が会員より受け取った料金等について、一切返還する義務を負わないものとしします。
5. 料金等の支払方法を当社もしくは集金代行業者へ通知しない、または通知した支払方法による料金等の支払の確認ができない等の事由により、当社または集金代行業者が払込票を発行して料金等の請求を行う場合は、別途定める事務手数料を加算して料金等を請求いたします。

### **第 5 章 その他**

#### **第 15 条（通知・連絡等）**

1. 当社は、会員への通知・連絡等を、電子メールの送付または当社 Web サイトへの掲載にて行うことがあります。
2. 会員は、随時、当社 Web サイトを閲覧し、当社からの通知・連絡等を確認するものとしします。
3. 本規約に基づいて当社が会員に対する通知を行うことを要する場合、当社は、通知すべき内容を当社の Web サイト上に掲示することにより、当該通知に代えることができるものとしします。
4. 会員が当社 Web サイトを確認したか否かに関わらず、当社が Web サイト上に通知・連絡等を掲載してから 24 時間を経過した場合、全ての会員に対し、通知・連絡等がなされたものとみなされるものとしします。

#### **第 16 条（サービスの中止・停止等）**

1. 当社は天災、事変、その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、電気通信事業法第 8 条で定める重要通信を確保するために会員に事前に通知することなく、会員に対する本サービスの全部または一部を中止する措置をとることができるものとしします。
2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会員に事前に通知することなく、また何ら責任を負うことなく本サービスの全部または一部の利用を中止または一時停止をすることができるものとしします。

- (1) 本サービスを提供するために必要な当社の設備、機器、システム等の保守上または工事上やむを得ない場合、またはこれらに障害が生じた場合。
  - (2) 協定事業者等が提供する電気通信サービスの提供が中止、休止、停止または制限された場合。
  - (3) 協定事業者等との協定に基づく接続が停止または制限された場合。
  - (4) 前各号の他、当社が営業上または技術上やむを得ないと判断した場合。
3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの責任を負うことなく、本サービスの全部または一部を廃止することができるものとします。
- (1) 本サービスを提供するために必要な当社の設備、機器、システム等の全部または一部が滅失または復旧困難な程度に破損した場合。
  - (2) 当社または協定事業者等が提供する電気通信サービスの全部または一部が廃止された場合。
  - (3) 協定事業者等との協定が契約期間満了、解除その他の事由により終了した場合。
  - (4) 前各号の他、当社が営業上または技術上やむを得ないと判断した場合。

## 第16条の2（利用停止）

1. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスならびにオプションサービスの全部または一部の利用を停止することがあります。その場合、当社はあらかじめそのことを当社の定める方法で会員に通知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではないものとします。
  - (1) 利用契約に関して当社に虚偽の事項を通知したことが判明したとき。
  - (2) 支払期日を経過しても本サービスの料金等を支払わないとき。
  - (3) 料金等の支払に使用するクレジットカードを発行したクレジットカード会社からクレジット利用契約の解除その他の理由によりクレジットカードの利用を認められなくなったとき。
  - (4) 第22条その他本規約の規定に違反したとき。
  - (5) 本サービスに関する当社の業務の遂行または当社の設備、機器、システム等に著しい障害を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為をしたとき。
  - (6) 当社が提供する他のサービスの会員の場合で、当該サービスの利用停止事由が発生したとき、またはこれらの利用を停止されたとき。
  - (7) 本サービスの利用契約成立後に、第7条第2項各号に該当する事由の存在が判明したとき。
  - (8) 会員の料金等の支払意思が確認できないとき。
  - (9) 当社設備を安定運用することに支障が生じる可能性があるとき。
  - (10) その他、合理的な理由に基づいて、不適切・不相応と認められるとき。
2. 会員が複数の利用契約を締結している場合において、当該利用契約のうちのいずれかについて前項の規定により本サービスの利用を停止されたときは、当社は、当該会員が締結している他の全ての利用契約に基づく本サービスの利用を停止することができるものとします。
3. 本条に基づき本サービスの利用が停止された場合であっても、利用契約が解除されるまでの間については、会員は料金等支払義務を免れないものとします。また、当社は本条に基づく本サービスの利用停止により会員に発生した損害について、一切責めを負わないものとします。

### 第16条の3（責任の制限）

1. インターネットおよびコンピュータに関する技術水準、通信回線等のインフラストラクチャーに関する技術水準およびネットワーク自体の高度な複雑さに照らして、現在の一般的技術水準をもっては当社が提供する本サービスについて瑕疵のないことを保証することができないことについて会員はあらかじめ了承するものとします。
2. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（本サービスの利用に関し著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、72時間を超えてその状態が継続したときに限り、会員の損害を賠償に応じるものとします。
3. 前項の場合における損害賠償の範囲は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応した本サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
  - (1) 基本料金
  - (2) 従量料金（本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する月の前6ヵ月の1日当たりの本サービスの平均従量料金（前6ヵ月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

（注）上記（2）の「当社が別に定める方法」により算出した額は、原則として、本サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均従量料金とします。
4. 削除
5. 天災事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により、本サービスを提供できなかったときは、当社は一切その責を負わないものとします。
6. 第2項の場合、および当社の故意または重大な過失により損害が生じた場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。
7. 削除

### 第17条（免責事項）

1. 当社は、本サービスの内容、および会員が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等いかなる保証も行いません。
2. 本サービスの提供、遅滞、変更、停止、中止もしくは廃止、本サービスを通じて登録、提供される情報等の流失もしくは消失等、またはその他本サービスに関連して発生した会員の損害について、当社は本規約にて明示的に定める以外一切責任を負いません。

### 第18条（権利の譲渡制限）

本規約に別段の定めがある場合を除き、会員が、本サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。



## 第 19 条（他の電気通信事業者等との契約）

1. 会員が本サービスの提供を受けるためには、当社の他に、協定事業者等と契約し、回線使用料等の代金の支払をしていただく必要があります。
2. 前項の契約をしていただけない場合、もしくは前項の契約が終了した場合、当社は入会申込者の申し込みを拒絶し、もしくは利用契約を解除することができます。
3. 当社は、会員の便宜のためもしくは協定事業者等との取り決めにより、第 6 条および第 13 条第 3 項の定めにかかわらず、会員から協定事業者への契約申込受付手続、代金の支払その他の手続等について、これを代行等自ら行いあるいはこれらを他の電気通信事業者等へ委任することがあります。
4. 前項の規定により代行等がなされたか否かにかかわらず、会員と他の協定事業者との間の契約については、その当事者間で処理するものとし、当該契約に関する債権・債務（損害賠償請求権を含む）その他一切のトラブルについて、当社は何ら責任を負いません。

## 第 20 条（サービスの利用）

1. 会員は、本規約その他当社が随時通知・連絡等する内容に従い、本サービスを利用するものとします。
2. サービス会員回線または会員 ID およびパスワードを用いて第三者により本サービスが利用された場合には、会員自身が本サービスを利用したものとみなします。
3. 前項の他、当社は、本サービスの種類等に応じ、その利用にあたって別途制限事項を設けることがあります。この場合、会員は当該制限事項に従うものとします。
4. 会員は、本サービスを通じて発信する情報につき一切の責任を負うものとし、当社に何等の迷惑または損害を与えないものとします。
5. 本サービスの利用に関連して、会員が他者に対して損害を与えた場合、または会員が他者と紛争を生じた場合、当該会員は自己の費用と責任で解決するものとし、当社に何等の迷惑または損害を与えないものとします。
6. 当社は、会員が Web サイトを閲覧する場合に、児童ポルノアドレスリスト（一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が提供する児童ポルノアドレスリストをいいます。）に基づき、当該 Web サイト、画像又は映像等の閲覧を制限することがあります。
7. 当社は、本サービスのインターネット接続において、悪意のある第三者により会員が利用している端末がコンピューターウイルスやワーム、スパイウェア等へ感染することにより、個人情報搾取等の会員の不利益となることを防ぐため、以下の対応を行います。なお、以下対応は完全性を保証するものではなく、また遮断されたインターネット接続への影響について、当社は責任を負いません。
  - (1) 会員がインターネットサービスへアクセスする場合、そのアクセス要求に付随するドメイン情報を自動的に検知し、当社の保持している悪意のあるサーバーのドメインリストと照合いたします。
  - (2) 照合の結果、当該ドメインリストと合致する場合、その通信を遮断します。
8. 会員は第 7 項 (1) および (2) に同意しない場合、当社が別途定める方法により、その機能を無効にすることができます。

## 第21条 (IDおよびパスワードの管理)

1. 本サービスの利用に関して会員にIDおよびパスワードが付与される場合、当該会員は、IDおよびパスワードを管理する責任を負います。
2. IDおよびパスワードの譲渡、名義変更はできません。
3. 当社は、IDおよびパスワードの使用上の過誤や第三者の使用による損害の責任を負いません。
4. 会員は、IDおよびパスワードを忘れた場合や第三者に知られた場合には、速やかに当社に届け出るものとします。

## 第6章 禁止事項等

### 第22条 (禁止事項)

1. 会員は本サービスの利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。
  - (1) 他者もしくは当社の著作権、その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
  - (2) 他者もしくは当社の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
  - (3) 他者のメール受信を妨害する行為、その他他者もしくは当社に不利益もしくは損害を与える行為、またはそれらのおそれのある行為。
  - (4) 他者もしくは当社を誹謗、中傷する行為。公序良俗に反する行為もしくはそのおそれのある行為、または公序良俗に反する情報を他者に提供する行為。
  - (5) 犯罪的行為もしくは犯罪的行為に結びつく行為、またはそのおそれのある行為。
  - (6) 事実に反する、またはそのおそれのある情報を提供する行為。
  - (7) ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為。無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、またはこれを勧誘する行為。
  - (8) 本サービスによりアクセス可能な当社または他者の情報を改ざん、消去する行為。選挙の事前運動等公職選挙法に違反する行為。
  - (9) 他者に対し、無断で広告・宣伝・勧誘等の電子メールを送信する行為または嫌悪感を抱く電子メール(嫌がらせメール)を送信する行為。
  - (10) 連鎖的なメール転送を依頼する行為および当該依頼に応じて転送する行為。
  - (11) 本人の同意を得ることなく、または不当な手段により他者の個人情報、もしくは他の会社の公開されていない情報を収集する行為。
  - (12) 本サービスの運営を妨げ、もしくはその信用を毀損する行為。IDおよびパスワードを不正に使用する行為。
  - (13) 当社または他者の設備等に無権限でアクセスする行為。
  - (14) コンピューターウイルス等有害なプログラムを本サービスを通じて、または本サービスに関連して使用し、もしくは提供する行為。
  - (15) 本サービスを利用して電気通信事業法に定める電気通信事業を営む行為。
  - (16) 本サービスを利用して、不特定または多数の第三者の需要に応じて、電気通信役務を反復継

続して提供する行為

(17) その他、法令に違反する、または違反するおそれのある行為。

(18) 上記各号のいずれかに該当する行為（当該行為を他者が行っている場合を含みます。）が見られるデータ等へ当該行為を助長する目的でリンクを張る行為。その他不適切な行為。

2. 会員は、前項に該当もしくは該当する恐れがあると当社が判断した場合、当社からのご利用状況の確認に応じるものとします。

### 第 23 条（サービスの停止）

1. 会員が、本契約に違反した場合もしくは第 22 条各号の一に該当すると当社が判断した場合、当社は、事前に通知することなく、当該会員に対する本サービスの提供を、当社が相当と判断する期間停止することができるものとします。この場合でも、当該会員は停止期間中の料金を支払う義務を免れないものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、当社はサービスの停止義務を負うものではありません。

### 第 23 条の 2（会員による本サービスの利用休止と利用再開）

1. 当社は、会員（利用者回線型の会員に限る。以下、本条および次条において同じ）から通知があったときは、当該通知のあった日の月末日をもって本サービスの利用休止（利用契約を維持したまま、本サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます）を行います。
2. 前項に基づく利用休止を行った会員が、本サービスの利用の再開を希望する場合には、会員は当社所定の手続きに従い当該利用休止の解除（以下「利用再開」といいます。）の通知を行うものとします。会員から利用再開の通知がなされ、当社に当該通知が到達した場合、当社は利用再開に必要な手続きを行った上で本サービスの提供を再開するものとします。但し、技術上その他の理由により利用再開が困難な場合があることを会員は了承するものとします。
3. 会員の利用休止期間が 12 ヶ月を超えた場合、会員は、当社の指示に従い、貸与された接続機器を返還する必要があります。
4. 会員の利用休止期間が 12 ヶ月を超えた場合または次条に定める休止手数料を支払わない場合であって期間を定めた催告を受けたにもかかわらずその事由が解消されない場合、当社は会員に通知の上、本サービスの利用契約を解除できるものとします。

### 第 23 条の 3（利用休止時における利用料金の取扱い）

1. 前条に基づき本サービスの利用休止を行った場合、利用休止の日をもって当社は会員の本サービスに係る利用料金の課金を停止するものとします。なお、本サービスの利用休止を行った場合であっても、会員がすでに利用した本サービスにかかる利用料金全額の支払い義務を免れないものとします。
2. 利用休止中は、会員は当社所定の休止手数料を支払うものとします。
3. 利用再開の際に本サービスにかかる利用料金の課金を再開する日は、利用再開日の属する月の翌月 1 日とします。また、利用再開にあたり、当社または協定事業者等の回線接続工事等の費用を要する場合には、当該利用再開にかかる費用は会員の負担とします。

### 第 24 条（情報等の削除）

1. 当社は、会員が当社の提供するサーバー上に登録した情報または文章等が、以下の事項に該当すると判断した場合、当該会員に通知することなく、当該情報または文書等を削除することができるものとします。
  - (1) 第 22 条各号の禁止行為に該当する場合、もしくは個別規約において禁止事項として定められた行為に該当する場合。
  - (2) 本サービスの保守管理上削除することが必要であると当社が判断した場合。
  - (3) 登録、提供された情報または文書等の容量が当社の機器の所定の記録容量を超過した場合。
  - (4) その他、当社が削除の必要があると判断した場合。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、情報の削除義務を負うものではありません。
3. 当社は、本条の規定に従い情報を削除したこと、もしくは情報を削除しなかったことにより会員または第三者に発生した損害について、一切責任を負いません。

#### **第 25 条（著作権等）**

1. 会員は、本サービスを通じて当社が会員に提供する情報（映像、音声、文章等を含む。以下同じ）に関する著作権その他一切の権利が、当社または当社に対して当該情報を提供した第三者に帰属するものであることを確認します。
2. 会員は、本サービスを通じて当社から提供される情報を自己の私的使用の目的にのみ使用するものとし、商業目的に利用したり、他者への転送や一般公衆が閲覧できる Web サイト等への掲載をしたり、私的使用の範囲を超える目的で複製し、出版し、放送し、公衆送信するなどを行ってはならず、および第三者をして行わせてはならないものとします。

#### **第 26 条（個人情報等の保護）**

当社は、会員および申込者の個人情報の収集、利用、提供および公表等にあたり、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）、総務省の定める「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」、および「個人情報保護マネジメントシステム要求事項」（JISQ15001）の遵守徹底を図り、当社の「個人情報保護のための行動指針」（<http://www.softbank.jp/corp/group/sbm/privacy/>）に従い適切に実施します。

#### **第 27 条（協定事業者等からの通知）**

会員は、当社が、料金または初期費用の適用にあたり必要があるときに、協定事業者等から料金または初期費用を適用するため必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

#### **第 28 条（管轄裁判所）**

会員と当社との間で本サービスに関して紛争が生じた場合は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

### **第 7 章 BBTB サービスとのセット値引きに関する特約**

#### **第 29 条（BBTB サービスとのセット値引きに関する特約）**

削除

## 第 8 章 Yahoo! BB ホワイトプランに関する特約

### 第 29 条の 2 (Yahoo! BB ホワイトプランについて)

1. 「Yahoo! BB ホワイトプラン」とは、本サービスのうち、利用データ量に応じ利用料金変動する従量制サービスのことをいいます。
2. Yahoo! BB ホワイトプランには、次の 2 つのサービスがあります。
  - (1) Yahoo! BB ホワイトプラン(a)
  - (2) Yahoo! BB ホワイトプラン(b)
3. Yahoo! BB ホワイトプラン(b)は、利用者回線型のみの提供となり、第 8 条に定める本サービスの種類の変更はできないサービスとなります。また、当社が提供する他のブロードバンドサービスから Yahoo! BB ホワイトプラン(b)へのサービス変更はできないものとします。

### 第 30 条 (契約期間および解除料)

1. Yahoo! BB ホワイトプランに関しては、以下に定める期間を契約期間として提供されるものとします。Yahoo! BB ホワイトプランの契約期間は申込日によって異なります。

#### <2009 年 3 月 11 日以前に申し込みを行った会員>

- (1) 新規に Yahoo! BB ホワイトプランの申し込みをした場合は、ヤフー株式会社が定める「Yahoo! BB サービス会員規約」第 13 条に定める本サービスの料金等の起算日（以下「課金開始日」といいます。）の属する月を 1 ヶ月目として、24 ヶ月目の月末までを契約期間とします。
- (2) Yahoo! BB ホワイトプラン以外の本サービスから Yahoo! BB ホワイトプラン(a)にサービス変更をした場合は、サービス変更完了日が属する月の翌月を 1 ヶ月目として、24 ヶ月目の末日までを契約期間とします。
- (3) 契約期間が経過する前に、Yahoo! BB ホワイトプランの利用契約を解約した場合、会員は解除料 5,000 円（税抜）を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。
- (4) 当社が提供する固定ブロードバンドサービス（付随するオプションサービスを含む）を同月内に解約することにより解除料が重複して発生する場合、10,000 円（税抜）を上限金額として当社に対して支払うものとします。

#### <2009 年 3 月 12 日以降に申し込みを行った会員>

- (1) 新規に Yahoo! BB ホワイトプランの申し込みをした場合は、課金開始日の属する月を 1 ヶ月目として、24 ヶ月目の末日までを契約期間とし、契約期間の満了月までに解約の申し込みを行わなかった場合は、更に 24 ヶ月間を契約期間として自動更新されるものとします。
- (2) Yahoo! BB ホワイトプラン以外の本サービスから Yahoo! BB ホワイトプラン(a)にサービス変更をした場合は、サービス変更完了日が属する月の翌月を 1 ヶ月目として、24 ヶ月目の末日までを契約期間とし、契約期間の満了月までに解約の申し込みを行わなかった場合は、更に 24 ヶ月間を契約として自動更新されるものとします。
- (3) 契約期間の満了月以外の月に、Yahoo! BB ホワイトプランの利用契約を解約した場合、会

員は解除料9,500円(税抜)を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。

(4)当社が提供する固定ブロードバンドサービス(付随するオプションサービスを含む)を同月内に解約することにより解除料が重複して発生する場合、10,000円(税抜)を上限金額として当社に対して支払うものとします。

2. Yahoo! BB ホワイトプランからその他の当社が提供するサービスにサービス変更をした場合は、サービス変更完了日が属する月の末日をもって Yahoo! BB ホワイトプランの契約が解除されるものとします。
3. 第23条の2に定める利用休止期間中は契約期間に含まれず、契約期間の満了月は利用休止月数に応じて1ヵ月単位で延長するものとします。また、会員が月の途中で Yahoo! BB ホワイトプランの利用を再開した場合、当該月は契約期間に含まれないものとします。

## **第9章 Yahoo! BB 光 with フレッツ/Yahoo! BB 光 フレッツコースサービスへのサービス変更に関する特約**

### **第31条 (Yahoo! BB 光 with フレッツ/Yahoo! BB 光 フレッツコースサービスについて)**

「Yahoo! BB! 光 with フレッツサービス」または「Yahoo! BB 光 フレッツコース」(以下総称して「ソフトバンク BB 光サービス」といいます。)とは、当社がそれぞれ別途定める「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約」または「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス規約」に基づき提供するサービスのことをいいます。

### **第32条 (サービス変更時における利用料金の支払)**

会員は、本サービスからソフトバンク BB 光サービスにサービス変更した場合、ソフトバンク BB 光サービスの課金開始日の前日までの本サービスの利用料金を支払うものとします。なお、本サービスの課金終了日が月の途中となった場合は、課金終了日が属する月の1日から課金終了日までの間の料金は日割計算するものとします。

### **第33条 (サービス変更時における契約の終了)**

会員は、本サービスからソフトバンク BB 光サービスにサービス変更した場合、第11条の定めに関わらず、ソフトバンク BB 光サービスの契約成立日が属する月の末日を本サービスの解約日とします。

## **第10章 Yahoo! BB バリュープランに関する特約**

### **第34条 (Yahoo! BB バリュープランについて)**

「Yahoo! BB バリュープラン」とは、本サービスのうち一定の契約期間を定めた定額制 ADSL サービスのことをいいます。

### **第35条 (契約期間および解除料)**

1. Yahoo! BB バリュープランに関しては、以下に定める期間を契約期間として提供されるものとします。
  - (1)新規に Yahoo! BB バリュープランの申し込みをした場合は、課金開始日の属する月を 1 ヶ月目として、24 ヶ月目の末日までを契約期間とし、契約期間の満了月までに解約の申し込みを行わなかった場合は、更に 24 ヶ月間を契約期間として自動更新されるものとします。
  - (2)Yahoo! BB バリュープラン以外の本サービスから Yahoo! BB バリュープランにサービス変更をした場合は、サービス変更完了日が属する月の翌月を 1 ヶ月目として、24 ヶ月目の末日までを契約期間とし、契約期間の満了月までに解約の申し込みを行わなかった場合は、更に 24 ヶ月間を契約として自動更新されるものとします。
  - (3)契約期間の満了月以外の月に、Yahoo! BB バリュープランの利用契約を解約した場合、会員は解除料 9,500 円（税抜）を一括して当社が定める期日までに支払うものとします。
  - (4)当社が提供する固定ブロードバンドサービス（付随するオプションサービスを含む）を同月内に解約することにより解除料が重複して発生する場合、10,000 円（税抜）を上限金額として当社に対して支払うものとします。
2. Yahoo! BB バリュープランからその他の当社が提供するサービスにサービス変更をした場合は、サービス変更完了日が属する月の末日をもって Yahoo! BB バリュープランの契約が解除されるものとします。
3. 第 23 条の 2 に定める利用休止期間中は契約期間に含まれず、契約期間の満了月は利用休止月数に応じて 1 ヶ月単位で延長するものとします。また、会員が月の途中で Yahoo! BB バリュープランの利用を再開した場合、当該月は契約期間に含まれないものとします。

## 第 11 章 プレミアムに関する特約

### 第 36 条（プレミアムについて）

1. プレミアムとは、Yahoo! BB の全会員に対して提供するプロバイダーサービスに、ヤフー株式会社が定める「Yahoo! BB サービス会員規約」の「プレミアムプラン特約」に定めるサービスを追加したプロバイダープランをいいます。
2. プレミアムは、24 ヶ月継続利用することに同意して申し込みを行う会員に対して提供されるサービスです。なお、第 8 章に定める Yahoo! BB ホワイトプランの会員は、プレミアムに申し込みすることはできないものとします。

### 第 37 条（契約の成立）

#### <本サービスと同時にプレミアムに申し込みを行った会員>

第 7 条第 1 項に定める本サービスの契約成立日に準じるものとします。

#### <本サービスを既に契約している会員>

プレミアムの申し込みを当社が受諾した日の翌日に契約が成立するものとします。

### 第 38 条（課金開始日）

#### ＜本サービスと同時にプレミアムに申し込みを行った会員＞

本サービスの課金開始日に準じるものとします。

#### ＜本サービスを既に契約している会員＞

プレミアムの申し込みを当社が受諾した日の翌日とします。なお、当該日が属する月のプレミアムの利用料金は日割り計算しないものとします。

### 第 39 条（契約期間および解除料）

1. プレミアムの契約期間は以下に定める通りとします。

#### ＜Yahoo! BB バリュープラン以外の本サービスを契約している会員＞

プレミアムの課金開始日が属する月を 1 ヶ月目として、24 ヶ月目の末日までを契約期間とし、契約期間の満了の月までに解約の申し込みを行わなかった場合は、更に 24 ヶ月間を契約期間として自動更新されるものとします。

#### ＜Yahoo! BB バリュープランを契約している会員＞

第 35 条に定める Yahoo! BB バリュープランの契約期間に準じるものとします。

2. プレミアムの解除料は以下に定める通りとします。

契約期間の満了の月以外の月に、会員によるプレミアムの解約、または当社による本プランの契約の解除により、利用契約を解約した場合、会員は解除料として 3,000 円(税抜き)を一括して当社の定める期日までに支払うものとします。

3. 第 23 条の 2 に定める利用休止期間中は契約期間に含まれず、契約期間の満了月は利用休止月数に応じて 1 ヶ月単位で延長するものとします。また、会員が月の途中で本サービスの利用を再開した場合、当該月は契約期間に含まれないものとします。

## 第 12 章 SoftBank Air サービスへのサービス変更に関する特約

### 第 40 条（SoftBank Air サービスについて）

「SoftBank Air サービス」とは、当社が別途定める「SoftBank Air サービス規約」に基づき提供するサービスのことをいいます。

### 第 41 条（サービス変更時における利用料金の支払）

会員は、本サービスから SoftBank Air サービスにサービス変更した場合、SoftBank Air サービスの課金開始日の前日までの本サービスの利用料金を支払うものとします。なお、本サービスの課金終了日が月の途中となった場合は、課金終了日が属する月の 1 日から課金終了日までの間の料金は日割計算するものとします。



#### **第 42 条 (サービス変更時における契約の終了)**

会員は、本サービスから SoftBank Air サービスにサービス変更した場合、第 11 条、第 30 条第 2 項および第 35 条第 2 項の定めに関わらず、SoftBank Air サービスの契約成立日が属する月の翌月末を本サービスの解約日とします。

### **第 13 章 SoftBank 光へのサービス変更に関する特約**

#### **第 43 条 (SoftBank 光について)**

1. 「SoftBank 光」とは、当社が別途定める「SoftBank 光サービス規約」に基づき提供するサービスをいいます。

#### **第 44 条 (サービス変更時における利用料金の支払)**

会員は、本サービスから SoftBank 光にサービス変更した場合、SoftBank 光の課金開始日の前日までの本サービスの利用料金を支払うものとします。なお、本サービスの課金終了日が月の途中となった場合は、課金終了日が属する月の 1 日から課金終了日までの間の料金は日割計算するものとします。

#### **第 45 条 (サービス変更時における契約の終了)**

会員は、本サービスから SoftBank 光にサービス変更した場合、第 11 条の定めに関わらず、SoftBank 光の契約成立日が属する月の末日を本サービスの解約日とします。

#### **附則 1**

2003 年 11 月 15 日改定後の第 7 条第 1 項の規定は、同改定の実施日以降に契約の申し込みをした会員にのみ適用されるものとします。

#### **附則 2**

Yahoo! BB ホワイトプラン (a) および Yahoo! BB ホワイトプラン (b) への新規申し込みの受付および当社が提供する他のブロードバンドサービスから Yahoo! BB ホワイトプラン (a) へのサービス変更の受付については、2013 年 9 月 2 日を以って終了するものとします。

#### **附則 3**

BB フォンのみの契約者が本サービスへの申し込みをした場合は、本規約および「接続機器レンタル規約」、ならびにヤフー株式会社が定める「Yahoo! BB サービス会員規約 (約款)」が適用されるものとし、当該申込の完了、料金の支払いに関しては本規約第 8 条の規定が準用されるものとします。

(2001 年 6 月 20 日制定)

(2002 年 7 月 15 日改定)

(2002年11月11日改定)  
(2003年11月15日改定)  
(2003年12月1日上記改定実施)  
(2004年7月21日改定実施)  
(2005年3月1日改定実施)  
(2005年3月20日改定実施)  
(2005年6月1日改定実施)  
(2005年7月1日改定実施)  
(2005年10月15日改定)  
(2005年11月1日実施)  
(2005年11月15日改定)  
(2005年12月1日上記改定実施)  
(2006年3月15日改定)  
(2006年4月1日上記改定実施)  
(2006年10月1日改定実施)  
(2007年3月15日改定)  
(2007年3月31日上記改定実施)  
(2007年6月15日改定)  
(2007年7月1日上記改定実施)  
(2008年2月29日改定実施)  
(2008年12月1日改定実施)  
(2009年3月12日改定実施)  
(2009年6月19日改定)  
(2009年7月1日上記改定実施)  
(2010年3月31日改定実施)  
(2010年5月31日改定)  
(2010年6月1日上記改定実施)  
(2011年4月21日改定実施)  
(2011年9月22日改定実施)  
(2011年12月1日改定実施)  
(2012年11月1日改定実施)  
(2013年4月19日改定実施)  
(2013年6月1日改定実施)  
(2013年9月3日改定実施)  
(2014年1月31日改定実施)  
(2014年10月2日改定実施)  
(2014年12月12日改定実施)  
(2015年2月4日改定実施)  
(2016年12月7日改定)  
(2017年1月16日上記改定実施)

(2020年4月1日改定実施)